

## 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

広島県健康福祉局地域福祉課

介護サービス事業者の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、介護保険法第115条の32及び介護保険法施行規則第140条の39により、平成21年5月1日から、介護サービス業者に、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数に応じて定められており、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を所管の行政機関に届け出る必要があります。

新規に介護サービスを始められた場合及び届出事項に変更があった場合などには、**遅滞なく**、所管の行政機関に届け出ていただくこととなっています。（届出先は「2」を参照。）

ダウンロード用の届出様式、記載要領、Q & Aなどの詳細は、広島県のホームページに掲載していますので、次のページから御確認ください。

[トップページ](#) > [組織ですが](#) > [健康福祉局](#) > [地域福祉課](#) > [業務管理体制整備に関する届出及び検査について](#)

### 1 整備する業務管理体制の基準

指定・許可の 事業所等の数 (注)	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者 の 選 任	業務が法令に適合する ことを確保するための 規 程 の 整 備	業務執行の 状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

注) 事業所・施設数には、介護予防及び介護予防支援事業所も1と数えますが、みなし事業所は除きます。みなし事業所とは、保険医療機関（病院・診療所・薬局）が行う居宅サービス及び介護予防サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされる事業所をいいます。

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業は、事業所等の数から除きます。

#### 《法令遵守責任者とは》

不正行為を未然に防止する法令遵守体制の整備は、事業者（法人）の自己責任において取り組むべきものです。

法令遵守責任者は、資格や役職を問いませんが、介護保険関係の法令等に精通し、事業者内部に法令遵守を徹底する役割を担う方です。

## 2 届出先の行政機関

届出先区分	届出先（監督権者）
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者	
事業者等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 （老健局総務課介護保険指導室）
上記以外の事業者（注）	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
事業所等が広島県内のみに所在する事業者	
地域密着サービスのみを行い、そのすべての指定事業所が同一市町内に所在する事業者	市町長 （介護保険主管課）
すべての指定事業所が広島市内のみに所在する事業者	広島市長（介護保険主管課）
上記以外の事業者	広島県知事 （健康福祉局地域福祉課）

注）2つの地方厚生局管轄区域に事業所等が所在する事業者は、事業者の主たる事務所が所在する都道府県に届け出てください。

注）居宅介護支援事業所は、指定指導権限は市町ですが、地域密着サービスではありません。

## 3 届出様式等

届出が必要となる事由（遅滞なく提出）	様式
業務管理体制の整備に関して届け出る場合	様式第25号
事業所等の指定又は廃止等により「2」の届出先が変更した場合 （例：市町→県，県→厚生労働省老健局への変更） <b>注）この場合は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出てください。</b>	様式第25号
届出事項に変更があった場合 <b>注）次の場合は変更の届出は必要ありません。</b> ・事業所等の数に変更が生じて、も、「1」の整備する業務管理体制が変更されない場合 （1～19の範囲の中で、事業所数が増減する場合など） ・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合	様式第26号

## 4 届出書の提出先

○ 「2」の届出先が広島県知事となる場合は、次のあて先に郵送又は持参してください。

〒730-8511 広島市中区基町10-52  
**広島県健康福祉局地域福祉課 介護保険事業者指導グループ**  
**TEL：082-513-3208**

○ 「2」の届出先が厚生労働大臣又は地方厚生局長となる場合は、厚生労働省ホームページを確認のうえ、指定様式により届け出てください。

【厚生労働省ホームページ】 <http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/service/index.html>